

税法実務コース「日本の租税条約の実務（中国編）」

学習スケジュール

回 数	学 習 テ ー マ		内 容
第 1 回	第 1 章	テーマ 1 日中租税条約の概要 テーマ 2 対象地域 テーマ 3 対象税目 テーマ 4 居住者及び恒久的施設	日中租税条約の概要、適用地域、対象税目その他基本的な項目について学習します。
	第 2 章	テーマ 1 不動産所得 テーマ 2 事業所得 テーマ 3 配 当 テーマ 4 利 子 テーマ 5 使用料 テーマ 6 譲渡収益 テーマ 7 給与所得 テーマ 8 役員報酬 テーマ 9 学 生 テーマ 10 その他の所得	国内法で申告又は源泉徴収の対象となる一般的な項目について、日中租税条約の適用がある場合の限度税率について学習します。
	第 3 章	テーマ 1 留学生・研修生の特例 テーマ 2 ケーススタディ	日本と中国の間の取引で特に実務で頻出する項目について、その取扱いを学習します。
	第 4 章	テーマ 1 租税条約届出書記載方法	日中租税条約の適用を受ける際の届出書の記載方法について学習します。

1

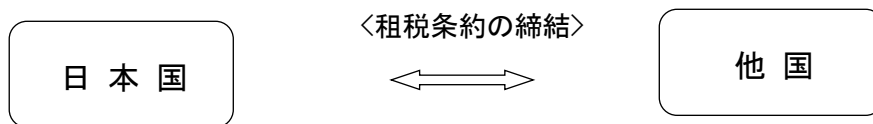
日中租税条約の概要

日中租税条約の概要・特徴など

Theme

1. 租税条約の意義

租税条約は、正式には「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と〇〇国政府との間の条約」といい、該当する二国間で締結される条約です。



該当する二国間でそれぞれ締結されるため、実務においては該当するそれぞれの国との租税条約の内容を確認する必要があります。

• 租税条約の種類

租税条約の種類	所得に対する租税条約 (所得税条約)
	遺産、相続及び贈与に関する租税条約 (相続税条約)
	租税の情報交換を主目的とする租税条約 (租税情報交換協定)
	税務行政執行共助条約 (多数国間条約)

2.日中租税条約

「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」

署名日：1983 年 9 月 6 日

発行日：1984 年 6 月 26 日

＜日中租税条約の種類＞

所得に対する租税条約

情報交換（日中租税条約26条）

3.日中租税条約の特徴

発行日から 30 年以上経過しており、改正も行われていない条約である。従って、現在日本が対先進国との間で締結又は改正を行っている租税条約（例、日米租税条約等）とは、その内容（投資所得に対する限度税率の引下げ、特典制限条項の創設）が異なっていることが特徴としてあげられる。